

株式分割に関する基準日設定公告

株主各位

平成 26 年 12 月 12 日

大阪市西淀川区姫里三丁目 9 番 31 号

株式会社コンテック

代表取締役社長 藤木 勝敏

当社は、平成 26 年 10 月 15 日開催の取締役会において、平成 27 年 1 月 1 日（木曜日）をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 12 月 31 日（水曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関する案内は、平成 27 年 2 月中旬にお届出住所にお送りする予定でございます。
2. 平成 27 年 1 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数がお取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社

(連絡先) 〒168-8507 東京都杉並区和泉 2 丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

(電 話) 0120-288-324